

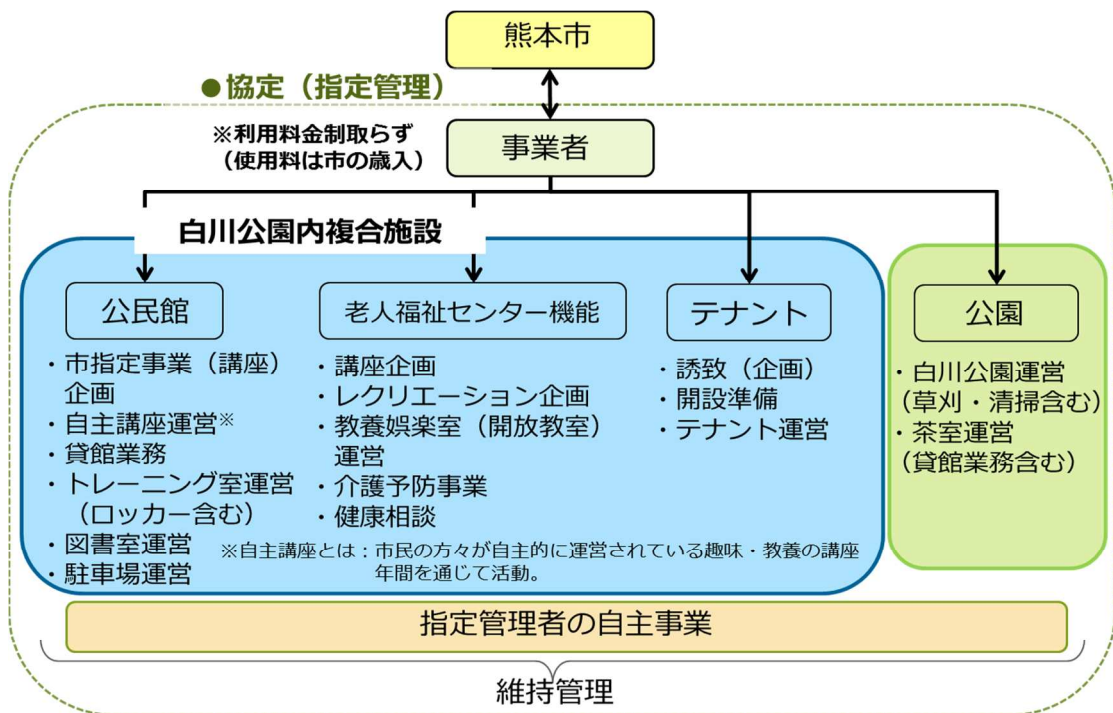
中央公民館の進捗状況及び指定管理者の選定要件等について（案）

1 中央公民館の工事の進捗

平成31年7月初旬に供用開始する中央公民館については、平成29年10月から本体工事が始まり、現在、3階部分の躯体工事に着手し、順調に進捗している。

2 指定管理について

指定管理の範囲は、下図のとおり、白川公園内複合施設（公民館、老人福祉センター機能、テナント）と白川公園の一体的な管理となる。



指定管理が所管する業務としては、公民館の施設管理及び講座企画、貸館、図書室、駐車場の運営に加え、老人福祉センター機能である介護予防事業や健康相談等のほか、1階部分に誘致するテナント運営及び公園の管理運営業務となる。

指定管理者は、白川公園内複合施設等を一元的に管理するとともに、多様化する市民ニーズに対応しつつ、施設サービスの質を維持しながら、ランニングコストの縮減を目指すものである。また、民間商業テナント（便益施設）については、公民館と公園利用者の利便性向上と賑わいの場を確保し、市民サービスの向上と公園の活性化に繋げることになる。

指定管理者制度については、民間ノウハウを活用し、市民交流の促進と利用者の利便性向上、効率的な管理運営を図るため導入を決定したものである。

3 サービスの質の確保策について

(1) 仕様書上の質の確保

公民館の講座企画や講演会は、講座等の質や数量を仕様書に指示している。
 社会教育主事の資格職等の配置は、指定管理者が配置する仕様書としている。
 介護予防事業や健康相談等の質や数量を仕様書に指示している。
 利用者満足度調査を年1回実施するよう仕様書に指示している。
 モニタリングを年2回実施するよう仕様書に指示している。

(2) 指定管理業者の選定

業者選定については、指定管理料と提案内容から判断する総合評価方式を採用することで、本市の指定管理者制度運営マニュアルの「1 価格評価」の配分比率（範囲 20～40%）を最低の20%とし、提案内容を評価する「2 基本項目評価」の配分比率（範囲 40～70%）を最大の70%とし、価格評価よりも提案内容を重視した配分比率で指定管理者の選定を行うとしている。

| 評価項目 | | 配点比率 | 配点 |
|------|---|------|-----|
| 1 | 価格評価（配点比率範囲 20%～40%） | 20% | 80 |
| 2 | 基本項目評価（配点比率範囲 40%～70%） | 70% | 280 |
| | ア 施設設置の目的が達成できること。 | 40% | 160 |
| | イ 利用者の平等な利用が確保されること。 | 4% | 16 |
| | ウ 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮し、サービスの向上が図られること。 | 11% | 44 |
| | エ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。 | 10% | 40 |
| | オ 市民の声が反映される管理が行われること。 | 5% | 20 |
| 3 | 基本項目以外の項目評価（配点比率範囲 10%～20%） | 10% | 40 |
| | カ 安全管理の状況 | 6% | 24 |
| | キ 労働福祉の状況 | 1% | 4 |
| | ク 環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。 | 3% | 12 |
| 計 | | 100% | 400 |

(3) 職員配置について

予算上、旧運営体制16.5人に対し、新体制は16人分を積算し、資格職の配置条件は、社会教育主事1名、司書2名、健康運動指導士2名を配置する仕様書としている。

(4) モニタリング等

利用者満足度調査、モニタリングについては、仕様書の進捗を確認し、必要に応じて改善指導等を実施する。

4 今後の指定管理者導入スケジュール

- ・平成30年8月 募集要項の公表
- ・平成30年9月 愛称募集
- ・平成30年11月下旬 愛称決定
- ・平成30年12月中旬 指定管理者の指定（市議会の議決後）
- ・平成31年4月1日～ 管理運営開始（公園管理の業務開始）
- ・平成31年7月上旬 中央公民館オープン

5 指定管理者選定委員会について

指定管理者導入スケジュールに基づき、10月に庁内の関係課及び庁外の委員による選定委員会を開催し、申請者の事業内容に基づくプレゼンテーション実施し、選定委員による評価を行い、最も評価が高い候補者を選定する。